

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月3日

【会社名】 クレディ・スイス・グループAG
(Credit Suisse Group AG)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター クリスチャン・シュミット
(Christian Schmid, Managing Director)

【本店の所在の場所】 スイス チューリッヒ CH-8001 パラデプラッツ8番地
(Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 知 敬
弁護士 野原 新平
弁護士 小山 悠美子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし。

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「クレディ・スイス・グループ」、「クレディ・スイス」、「当グループ」及び「我々」とは、クレディ・スイス・グループAG及びその連結子会社を意味するものとし、「当社」とは連結子会社を除くクレディ・スイス・グループAGのみを意味し、「クレディ・スイス銀行」とは、当グループのスイスにおける銀行子会社である、クレディ・スイス・エイ・ジーを意味し、「当行」とは、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその連結子会社のみを意味するものとする。

(注2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「スイス・フラン」はスイス・フランを指すものとし、本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1スイス・フラン=119.17円(2015年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値)により計算されている。

(注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

(注4) 将来予想に関する情報に係る注意事項

本書には、将来予想に関する記述が含まれている。また、将来において当グループ及び当グループの代理人が将来予想に関する記述を含む発表を行う可能性がある。将来予想に関する記述には、以下に関連する記述が含まれる可能性があるが、これに限定されない。

- ・ 当グループの計画、目的又は目標
- ・ 当グループの将来の経済活動又は見通し

- ・ 偶発事象が当グループの将来の業績に与える可能性のある影響
- ・ かかる記述に基づく想定

本書において、「考える」、「予想する」、「期待する」、「意図する」及び「計画する」といった用語並びにこれらに類似する表現が将来予想に関する記述を明示するために使用されているが、かかる記述を明示するための手段は、これらに限定されない。当グループは、適用のある証券取引法によってその更新が必要となった場合を除き、これらの将来予想に関する記述の更新を行わない。

将来予想に関する記述は、その性質上、一般的及び限定的な固有のリスク及び不確実性を含んでおり、将来予想に関する記述において記載されたか又は暗示された予測、予想、見通し及びその他の結果が達成されないリスクが存在する。多数の重要な要素によって、将来予想に関する記述において提示された計画、目的、期待、予想及び意図から大きく異なる結果が生じる可能性があることに留意されたい。かかる要素には以下が含まれる。

- ・ 十分な流動性及び資本市場の利用を維持する能力
- ・ 市場のボラティリティ及び金利の変動並びに金利の水準に影響を及ぼす出来事
- ・ 世界経済全体の強度、及び当グループが事業を行う国の経済の強度（とりわけ2015年度以降の米国又はその他の先進国における経済回復の遅れ又は低迷に係るリスク）
- ・ 住宅及び商業不動産市場の低迷又は回復の遅れによる、直接的及び間接的な影響
- ・ 当グループ、ソブリン債の発行体、ストラクチャード信用商品、その他の信用に関連するエクスポージャーに関する、格付機関による格付の引下げ
- ・ 業績の改善、リスクの減少、コスト削減及び資本の有効活用を含む、当社の戦略的目標を達成する能力
- ・ 取引先の、当グループに対する債務履行能力
- ・ 会計、金融、為替レート、通商及び税金に関する政策の影響及びその変更、並びに通貨変動
- ・ 戦争、内乱又はテロリスト活動を含む、政治及び社会の動向
- ・ 当グループが事業を行う国における資産に係る、外国為替管理、没収、国営化又は押収の可能性
- ・ システム障害、人為ミス又は手続きの適切な導入の失敗といった運営上の要素
- ・ 当グループが事業を行う複数の国家における、当グループの事業及び慣行に関連する規制機関の措置並びにその結果生じる当グループの事業構造、慣行及び方針の変更
- ・ 当グループが事業を行う複数の国家における法律、規制、又は会計方針若しくは慣行の変更による影響
- ・ 当グループが事業を行う地域及び事業分野における競争又は当グループの競争上の地位の変更
- ・ 有能な人材を維持し、これを採用する能力
- ・ 当グループの評判を維持し、ブランドを強化する能力
- ・ 市場シェアを拡大し、費用を削減する能力
- ・ テクノロジーの変化
- ・ 新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての価値の認識
- ・ 買収（買収した事業を成功裏に統合する能力を含む。）及び事業の売却（非中核資産を売却する能力を含む。）
- ・ 訴訟、規制上の手続及びその他の偶発事象の不利な形での解決
- ・ コスト効率に係る目標及びコスト・ターゲットを達成する能力
- ・ 上記に含まれるリスクの管理の成功

重要な要素は、上記のリストに示したものに限定されないことに注意する必要がある。将来予想に関する記述を評価する際には、2015年6月30日に提出された有価証券報告書の「第一部 第3 4事業等のリスク」で提示される情報を含む、上記の要素、その他の不確実性及び事象を入念に考慮されたい。

1【提出理由】

当社により発行される(i)新規記名式株式(「新株引受権のない株式」)の日本国外における私募(「新株引受権のない株式募集」)、(ii)当社の新規記名式株式を取得することができる新株引受権の日本国外における既存の株主に対するライツ・オフリング(「ライツ・オフリング」)、及び(iii)残余株式(以下に定義される。)の日本国外におけるその後の株式募集(「株式募集」)が開始されたため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出する。

2【報告内容】

(1)新株引受権のない株式募集

(i) 有価証券の種類及び銘柄

クレディ・スイス・グループAGの記名式普通株式(1株あたり額面金額0.04スイス・フラン)

(ii) 発行数

58,000,000株

(iii) 発行価格及び資本組入額

発行価格

1株当たり22.75スイス・フラン(約2,711円)

資本組入額

1株当たり0.04スイス・フラン(約5円)

(iv) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額

1,319,500,000スイス・フラン(157,244,815,000円)

資本組入額の総額

2,320,000スイス・フラン(276,474,400円)

(v) 株式の内容

普通株式

(vi) 発行方法

日本国外の一定の適格投資家(「新株引受権を有さない投資家」)に対する、当社の既存株主に付与される新株引受権のない株式の私募

(vii) 引受人の氏名又は名称

該当なし。

(viii) 募集を行う地域

日本国外における私募による募集で、(i)1933年米国証券法(その後の改正を含む。)(「米国証券法」)に基づく登録要件の免除を受ける米国内における一定の適格機関投資家(米国証券法に基づくルール144Aに定義される。)に対する私募、並びに(ii)米国証券法に基づくレギュレーションS(「レギュレーションS」)に依拠し、また、指令2003/71/ECの規定(指令2010/73/EU及び目論見書指令(「目論見書指令」))を実施した欧州経済地域の関連する加盟国における関連するすべての実施基準を含む。)に基づく免除に依拠したスイス及び米国外の適格投資家に対する私募(いずれの場合もすべての適用法令に従う。)

(ix) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

新株引受権のない株式募集による手取金の総額は約1,319.5百万スイス・フラン
(約157,244,815,000円)である。

発行諸費用の概算額

約13.1百万スイス・フラン(約1,561,127,000円)

差引手取概算額

約1,306.4百万スイス・フラン(約155,683,688,000円)

手取金の使途

クレディ・スイス・グループは、新株引受権のない株式募集による手取金を完全
子会社であるクレディ・スイスAGのCET1資本増強に使用する予定である。

(x) 新規発行年月日

2015年11月23日

(xi) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の
名称

ニューヨーク証券取引所(米国預託株式)

スイス証券取引所

(2) ライツ・オファリング

(i) 有価証券の種類及び銘柄

新株予約権(新株引受権)(「本新株予約権」)

(ii) 発行数

1,696,395,346個

(iii) 発行価格

0スイス・フラン(0円)

(iv) 発行価額の総額

新株予約権証券の発行価額の総額

0スイス・フラン(0円)

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)

全ての本新株予約権が行使された場合、約4.7十億スイス・フラン(約
560,099,000,000円)

(v) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容

株式の種類

クレディ・スイス・グループAGの記名式普通株式(額面金額1株あたり0.04スイス・フラン)

株式の内容

普通株式

(vi) 新株予約権の目的となる株式の数

最大260,983,898株

(vii) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1株あたり18スイス・フラン(約2,145円)

(viii) 新株予約権の行使期間

2015年11月23日から2015年12月3日正午(中央ヨーロッパ時間)まで

(ix) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権13個を保有する者に、1株あたり18スイス・フランの募集価格で新規記名式株式2株を購入する権利が付与される。

(x) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の株式の発行価格及びそのうち資本組入額

株式の発行価格

18スイス・フラン(約2,145円)

資本組入額

0.04スイス・フラン(約5円)

(xi) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、取引可能である。本新株予約権は、スイス証券取引所で2015年11月23日から2015年12月1日まで取引された。本新株予約権の行使期間は、2015年11月23日から2015年12月3日正午12:00(中央ヨーロッパ時間)となる予定である。

(xii) 発行方法

クレディ・スイス・グループAGの適格株主は、2015年11月20日(スイス証券取引所における取引終了後)に保有する各記名式株式に対し本新株予約権1個を付与された。

(xiii) 引受人の氏名又は名称

ライツ・オフリング及び株式募集にかかる引受人は以下のとおりである。

単独のグローバル・コーディネーターとしてクレディ・スイス銀行(「グローバル・コーディネーター」)、ジョイント・リード・マネージャーとしてCitigroup Global Markets Limited、HSBC Bank plc及びSociété Générale(グローバル・コーディネーターと合わせて、「ジョイント・リード・マネージャー」)、ジョイント・ブックランナーとしてBanco Bilbao Vizcaya Argentaria, S.A.、Banca IMI S.p.A.、Banco Santander S.A.、BNP Paribas、COMMERZBANK Aktiengesellschaft、Deutsche Bank AG, London Branch、ING Bank N.V.、Natixis、RBC Europe Limited、UniCredit Bank AG及びWells Fargo Securities International Limited(「ジョイント・ブックランナー」)、並びに共同リード・マネージャーとしてABN AMRO Bank N.V.、C.L. King & Associates, Inc.、Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank B.A.、Crédit Agricole Corporate and Investment Bank、Drexel Hamilton, LLC、KBC Securities NV、Loop Capital Markets LLC、Mediobanca – Banca di Credito Finanziario S.p.A.、Samuel A. Ramirez & Company, Inc.、Scotiabank Europe plc及びSiebert Brandford Shank & Co, L.L.C.(「共同リード・マネージャー」、また、共同リード・マネージャーとジョイント・ブックランナーを合わせて「追加マネージャー」、追加マネージャーとジョイント・リード・マネージャーを合わせて「マネージャー」)。

(xiv) 募集を行う地域

ライツ・オフリング及び株式募集は日本国外において行われ、これには (i) スイスにおける公募、(ii) 米国証券法に基づく登録要件の免除を受ける米国内における一定の適格機関投資家 (米国証券法に基づくルール144Aに定義される。) に対する私募、並びに (iii) 米国証券法に基づくレギュレーション S に依拠し、また、指令2003/71/ECの規定 (指令2010/73/EU及び目論見書指令を実施した欧州経済地域の関連する加盟国における関連するすべての実施基準を含む。) に基づく免除に依拠したスイス及び米国外の適格投資家に対する私募 (いずれの場合もすべての適用法令に従う。) が含まれる。

(xv) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

ライツ・オフリング及び株式募集による手取金の総額は約4.7十億スイス・フラン (約560,099,000,000円) (見積額) である。

発行諸費用の概算額

ライツ・オフリング及び株式募集に関して約0.2十億スイス・フラン (約23,834,000,000円)

差引手取概算額

ライツ・オフリング及び株式募集に関して約4.5十億スイス・フラン (約536,265,000,000円)

手取金の用途

クレディ・スイス・グループAGは、ライツ・オフリング及び株式募集による手取金を完全子会社であるクレディ・スイスAGのCET1資本増強に使用する予定である。

(注) 上記の金額は、新株引受権を有さない投資家が、新株引受権のない株式に割り当てられたすべての本新株予約権を行使し、かつすべての残余株式 (もしあれば) が1株あたり18スイス・フランで販売されたと仮定した場合における見積額である。

(xvi) 新規発行年月日

2015年11月23日 (本新株予約権)

2015年12月3日 (株式)

(xvii) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

スイス証券取引所

(3) 株式募集

(i) 有価証券の種類及び銘柄

クレディ・スイス・グループAGの記名式普通株式 (1株あたり額面金額0.04スイス・フラン)

(ii) 発行数

行使期間中に有効に行使されなかった本新株予約権に係る引受株式 (「残余株式」) の上限は、本新株予約権の行使時に発行される株式とあわせて260,983,898株である。

(iii) 発行価格及び資本組入額

発行価格

1株あたり18スイス・フラン (約2,145円) 以上

資本組入額

1株あたり0.04スイス・フラン (約5円)

(iv) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額

残余株式の価格（18スイス・フラン以上（約2,145円））及び残余株式数、控除される引受コスト及び費用並びに適用のあるスイス連邦取引税により決定される。

資本組入額の総額

残余株式数により決定される。

(v) 株式の内容

普通株式

(vi) 発行方法

マネージャーによる米国並びにスイス及び日本国外のその他一定の法域における一定の適格投資家に対する残余株式の私募。マネージャー（グローバル・コーディネーターを除く。）は、残余株式（もしあれば）をスイス証券取引所又は店頭市場で販売することもできる。

(vii) 引受人の氏名又は名称

上記(2)(xiii)参照

(viii) 募集を行う地域

一定の適格投資家を対象とした、米国並びにスイス及び日本国外のその他一定の法域又はスイス証券取引所若しくは店頭市場。

(ix) 手取金の総額及び使途

上記(2)(xv)参照

(x) 新規発行年月日

2015年12月4日

(xi) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

ニューヨーク証券取引所（米国預託株式）

スイス証券取引所

(4) その他

(i) 資本金の額（2015年10月31日現在）

65,535,813.84スイス・フラン（約7,809,902,935円）

(ii) 発行済株式総数（2015年10月31日現在）

1,638,395,346株

以 上